

香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(搬入取扱日及び時間)</p> <p>第5条 施設において廃棄物の搬入を取り扱う日及び時間については、次の各号に定める日及び時間とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これらの日及び時間を変更することができる。</p> <p>(1) 組合加入市町村 日曜日及び土曜日並びに12月31日から翌年の1月3日までの日を除く毎日8時30分から午後5時までとする。</p> <p>(2) 許可業者 日曜日及び1月1日から1月3日までの日を除く毎日午前8時40分から午後4時30分までとする。ただし、土曜日及び12月31日の搬入時間は、午前8時40分から午前11時30分までとする。</p> <p>(3) 自己搬入者 日曜日、土曜日及び祝日並びに12月31日から1月3日までの日を除く毎日午後1時30分から午後4時30分までとする。</p> <p>(4) 第1号及び第2号本文に規定する搬入時間については、正午から午後1時までは休憩時間として除き、搬入することはできない。</p> <p><u>(違反者に対する処分)</u></p> <p>第6条 管理者は、それぞれの組合加入市町において許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者が、それぞれの組合加入市町に</p>	<p>(搬入取扱日及び時間)</p> <p>第5条 施設において廃棄物の搬入を取り扱う日及び時間については、次の各号に定める日及び時間とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これらの日及び時間を変更することができる。</p> <p>(1) 組合加入市町村 日曜日及び土曜日並びに12月31日から翌年の1月3日までの日を除く毎日8時30分から午後5時までとする。</p> <p>(2) 許可業者 日曜日及び1月1日から1月3日までの日を除く毎日午前8時40分から午後4時30分までとする。ただし、土曜日及び12月31日の搬入時間は、午前8時40分から午前11時30分までとする。</p> <p>(3) 自己搬入者 日曜日及び土曜日 _____並びに12月31日から1月3日までの日を除く毎日午後1時30分から午後4時30分までとする。</p> <p>(4) 第1号及び第2号本文に規定する搬入時間については、正午から午後1時までは休憩時間として除き、搬入することはできない。</p> <p><u>(5) 第1号から第3号において、祝日が日曜日、土曜日と重なるときは、日曜日、土曜日とする。</u></p> <p><u>(違反者に対する措置)</u></p> <p>第6条 管理者は、搬入者のうち第2条又は第3条の規定に違反していると認める者に対して、注意指導書(第1号様式)によ</p>

改正案

において許可業務に関し行政処分を受けた場合は、当該処分内容を勘案した処分を行うものとする。

- 2 前項の行政処分に至らない事項であっても、管理者が第2条又は第3条に違反していると認めた場合は、次のとおり行政指導又は行政処分をすることができる。ただし、意図的なものと認められない行為（次項において「軽微な違反行為」という。）は、口頭により注意喚起を行うものとする。

違反行為の回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目以後
行政指導又は行政処分	注意指導書による行政指導	警告書による行政指導	搬入停止 10日間	搬入停止 20日間	5回目は30日間の搬入停止とし、以後違反行為を認める度に順次30日ずつ加算する。
備考	違反行為の回数の算定は、当該違反行為が行われた日の5年前の日から加算する。				

- 3 軽微な違反行為であっても、前項の口頭による注意喚起を30日以内に2回以上行っても是正しない場合は、同項の行政指導又は行政処分をすることができる。
- 4 前2項の規定に基づき行政処分を行おうとするときは、組合加入市町に通知し意見を聴くものとする。

現行

り注意し、是正させるものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により注意指導を行ってもなお改善しない者に対しては警告書（第2号様式）により警告するものとする。
- 3 管理者は、前項の警告に従わない者に対しては搬入禁止処分書（第3号様式）により期限を付して、施設への搬入を禁止することができるものとする。

改 正 案

第1号様式（第6条関係）

第 年 月 号
日

住所（所在地）
氏名（事業者名） 様

香芝・王寺環境施設組合
管理者 印

注 意 指 導 書

香芝・王寺環境施設組合搬入規則第6条の規定に基づき、下記の違反事項について、改善されるよう注意指導する。

記

1. 違反事項

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

香芝・王寺環境施設組合
管理者

注 意 指 導 書

貴殿は、年 月 日に廃棄物を搬入した際、香芝・王寺環境施設組合搬入規則の規定に違反しているため、今後の搬入については香芝・王寺環境施設組合搬入規則を遵守し、改善されるよう注意いたします。

改 正 案

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 号
日

住所（所在地）
氏名（事業者名） 様

香芝・王寺環境施設組合
管理者 印

警 告 書

香芝・王寺環境施設組合搬入規則第6条の規定に基づき、下記の違反事項について、改善されるよう警告する。
今後、再度違反した場合は、搬入を禁止することになります。

記

1. 違反事項

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

香芝・王寺環境施設組合
管理者

警 告 書

貴殿は、年 月 日に廃棄物を搬入した際、香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則の規定に違反し、かつ過去においても注意指導を受けているにもかかわらず改善されていません。

今後の搬入において再度違反した場合は、搬入を禁止することもあるので改善するよう香芝・王寺環境施設組合搬入規則第6条第2項に規定に基づき警告いたします。

改 正 案

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

住所（所在地）
氏名（事業者名） 様

香芝・王寺環境施設組合
管理者 印

搬 入 禁 止 処 分 書

香芝・王寺環境施設組合搬入規則第6条の規定に基づき、下記の違反事項について、下記の期間、香芝・王寺環境施設組合への搬入を禁止する。

記

1 違反事項

2 禁止期間

年 月 日から
年 月 日まで

（教示）

① 審査請求について

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行政不服審査法の規定により、香芝・王寺環境施設組合管理者に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

② 取消訴訟について

この決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日（①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に香芝・王寺環境施設組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において香芝・王寺環境施設組合を代表する者は、管理者です。ただし、この決定があったことを知った日（①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日（①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

香芝・王寺環境施設組合
管理者

搬 入 禁 止 処 分 書

貴殿は、廃棄物の搬入において再三の注意指導、警告にもかかわらず改善されていないので、香芝・王寺環境施設組合搬入規則第6条第3項に規定に基づき、下記の期間香芝・王寺環境施設組合施設への搬入を禁止します。

記

1 禁止期間

年 月 日から
年 月 日まで